

施設・研修等分科会
第46回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第46回 施設・研修等分科会議事次第

日 時：平成27年3月5日（木）14:26～16:33

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング

○総合無線局監理システムの運用技術支援等の請負（総務省）

2. 「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について

○（独）国立病院機構が行っている病院の施設管理業務（厚生労働省）

○国立大学法人が行っている施設管理業務（文部科学省）

3 閉 会

○小幡主査 それでは、ただいまから第46回「施設・研修等分科会」を開催いたします。

本日は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングといたしまして、「総合無線局監理システムの運用技術支援等の請負」、公共サービス改革法第7条に基づく公共サービス改革基本方針見直しに係る意見募集への対応といたしまして、「独立行政法人国立病院機構が行っている病院の施設管理業務」及び「国立大学法人が行っている施設管理業務」についての審議をあわせて行いたいと思います。

それでは、初めに、総務省の「総合無線局監理システムの運用技術支援等の請負」につきまして審議を行います。

本日は、総務省総合通信基盤局越後室長に御出席をいただいております。事業概要等について御説明をお願いしたいと思います。説明時間は恐縮ですが、10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○越後室長 総務省総合通信基盤局電波部電波利用料企画室長の越後でございます。平素より市場化テストではお世話になっております。

総合無線局監理システムにつきまして、公共サービス改革法の対象か否かと言うことで御指導いただいているところでございますけれども、本日は当省の考えを述べさせていただく機会をいただきましたので、概要、取り組み、導入について御説明させていただければと思います。

資料の1枚目が表紙で、2枚目が概要でございます。総合無線局監理システム、我々は愛称でPARTNERシステムと申しておりますが、無線局の情報を扱うデータベースで、無線局の監理事務の効率化、行政サービスの向上のために、この支援を目的に、データベース化し、業務処理を行うシステムでございます。具体的には、放送局とか携帯電話も無線局でございますが、この(1)～(8)まで書かれているとおりの事務処理機能がございます。

(1)は、免許の処理に係るシステム。(2)は、無線局で免許を取りますと1年に1回、電波利用料が発生します。これは、その徴収事務でございます。さらに正しい電波を出しているかという検査、周波数の管理、免許を与える際には、混信がないよう計算をいたしますので、技術計算だとか、代表的なものだけを申しますと、そのようなことを行うシステムでございます。このシステムについては法律の電波法で定められているところでございます。

続きまして、概要Ⅱ、2ページ目でございます。このシステムは平成8年度から運用を開始しております。平成17年度から、いわゆるレガシー脱却をいたしまして、このころから一般競争入札を開始したところでございます。システムに格納されているデータについては、25年度現在で約1億5,000万局の無線局が存在しています。免許申請は25年度実績で60万件の実績がございます。あわせて電子申請も行っておりまして、平成25年度実績で言えば、72.5%の申請がこのシステムを使って電子申請していただいている。このようなシステムでございます。

2ページの下、今回の対象となっている請負の概要でございますが、可能な限りコスト

を削減するため、39カ月の国庫債務負担行為を活用しております。26年1月から39カ月に
契約したところでございます。この26年1月は、システム更改を行いまして、ここから運
用を開始したものでございます。

規模的には、物理的なサーバ台数が141台、運用員は38名で対応しているところです。

主な業務は①～⑦に書いていますが、主に機器の運用・保守・障害対応、免許人の対応
などでございます。

続きまして、3ページの調達のプロセスでございます。今回の請負に係る調達のプロセ
スを簡単に御説明させていただきたいと思っております。まず、本システムは情報システム関連
予算でございますので、CIO補佐官による仕様書の評価、行政管理局、今回の契約の場合は
「情報システムに係る政府調達の基本指針」というのがございますので、これに沿って仕
様書を審査いただいているところでございます。仕様書の妥当性を見ていただいた後、調
達については、意見招請としまして30日間行ったところでございます。この仕様書に関し
1件意見をいただきましたが、競争性にかかわるものではございませんでした。

その後、公告期間として50日間とりまして、39カ月の国家債務負担行為で調達しました。
仕様書のダウンロードの段階で9者ありましたが、入札説明会の参加では1者でございま
した。結果、IBMが落札いたしました。結果的に1者入札となったところでございます。

その後、仕様書をダウンロードしたけれども、入札に参加しなかった方々へはアンケ
ートを実施しております。調達手続等は、特に問題はないという意見と経営判断により見
送ったという内容でございました。この部分については仕様内容を検討は行ったものの、
体制を整えるまでに時間がなかったという意見でございました。

結果的に入札は1者になりましたけれども、我々としては、今後の契約においても、
複数入札に向けた努力は実施していきたいと考えております。これらの結果を踏まえま
して、今回は、意見招請、公告期間はそれぞれ30日、50日と実施しましたけれども、この期
間を長くすれば、御意見でいただいた体制は整えられるのか、今回の仕様書は、7つの事
務がありましたが、どこかで分割すべきか。分割した場合に分割損がありますので、その
妥当性の確保、そういうことについては今後も検討したうえで、複数入札の努力は今後も
続けたいと考えているところでございます。

最後のページでございます。PARTNERシステムの市場化テストの導入についてでございま
すが、当方の考えといたしましては、まず、このシステムにはデータベースがありまして、
携帯電話などの電気通信業務、放送業務、警察・防衛・消防など、治安の維持や国民の安
心・安全につながる重要な無線通信を行う無線局の情報が含まれているものでございま
す。このようなシステム情報を扱っているため、我々としては、可能な限りセキュリティ
を確保することが必要と考えております。

運用業務の調達に当たり、今回、守秘義務契約を実施しておりますけれども、幅広い情報
開示を前提としている市場化テストの対象とすることは、当方の考えとしてはなじまない
のではないかと考えているところでございます。

これまでも行政管理局やCIO補佐官の仕様書の評価、仕様書の評価というのは、例えば情報システムに係る政府調達の基本指針ということでガイドラインがございますけれども、これらを受けながら実施していくことが適当ではないかと考えているところでございます。簡単ではございますが、以上でございます。

○小幡主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたが、委員のほうから御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○石堂副主査 御説明の最後のほうで、結局、市場化テストの手続を踏む上で今よりも幅広い情報開示が必要であり、それが総務省さんのお考えでいくと、扱っている内容から国の安全保障にもかかわるものなので、そこまでの開示は望ましくないのではないかという結論になったようにお聞きするのですが、国の安全保障にこのことがかかわるか、かかわらないかということについては、これは総務省独自の判断なのですか。

○越後室長 我々としては、この無線局といういろいろな役所の情報も扱っておりますけれども、それが「かかわる」というのは我々の判断でございます。危険の可能性が高まるという意味でございます。

○石堂副主査 国の安全保障ということが非常に言われますね。そのときにどういう事柄が国の安全保障にかかわるかということの整理の中で、今まさしくこのシステムで扱っているような情報をどう守るかということは、国の安全保障の上で必須のものであるという位置づけがあるのかないのかということです。要するに総務省さんが、国の安全に関係があるのではないかと私たちは思うのですという話なのか、言わば内閣というか国レベルでこの分野のここは、というような整理の中にあるのかどうか。

私はたまたま国鉄出身でありまして、分割民営化のときにNTTの民営化のときには国は3分の1の株を持ち続けるというのがあって、国鉄の分割民営化のときには株は全部放出という違いがあったのですね。最近はまだ余り言われなくなりましたが、そのときに通信主権ということが言われて、電電公社が扱っている業務はもし海外の企業に乗っ取られたりしたら国の安全にかかわるというのがあって、国は一部の株を持ち続けるのだという整理になりました。国鉄の場合は、鉄道業というのは別にどこかの外国の企業が株を押さえたって安全にかかわりはないという一応の整理の中で道を分かれていったのですけれども、そういう意味では、このシステムで扱っている情報なり何なり、あるいはこのシステムそのものが国の安全にかかわるのだという整理というのは、総務省さんだけが私たちはそう思っていますというのでは、何かちょっと違うのではないかと。違うと言ったら失礼ですけれども、弱いのではないかと感じがあります。

○越後室長 弱いかどうかは別として、このようなものが守秘義務なしにやるというのは、例えば物理的な攻撃だけでなく情報システムということなので、サイバー攻撃の標的になるのではないかと考えているところでございます。

確かに総務省だけの判断かもしれませんが、このようなものを無条件にやるのは

いかななものかと考えているところをごさいます、「ふさわしくない」のではないかと考えたところをごさいます。

○小幡主査 議論の方向が若干あいまいになってまいりましたが、結局、今もIBMが、民間が継続受注しているわけですね。したがって、民間がこれを委託するということではできているので、今の安全保障とかの話がありました、民間委託はやられている。問題は、なぜ市場化テストの民間競争入札ができないかという理由のところでおっしゃっている、幅広い情報開示が前提となっているという話が理由なのでしょうか。その幅広い情報開示のところ、今、石堂委員の言われた安全保障に係る情報だからと、そういう話なのですか。

○越後室長 まず1つは、安全保障に係る情報だからということです。市場化テストは、監理委員会を通して、公共サービス改革法のもとの審査があるのかと考えておりますけれども、ガイドラインでは、一体でセキュリティの確保と契約の透明性のバランスで見えていくとなっていますが、片や公共サービス改革法につきましては、調達の段階で特に守秘義務の規定がないものですから、そのことを心配しているところをごさいます。

○小幡主査 その守秘義務は、みなし公務員規定がかかるくらいですから、むしろ公サ法のほうが重いといえます。今も民間が受注しているので。

○越後室長 それは契約後のことだと考えております。本事業は調達段階、仕様書、意見招請のような段階におきまして、我々はCIO補佐官及び行政管理局により、ガイドラインに基づき、このような守秘義務を考えながら一体で、契約の妥当性も見ていく方針になっておりますけれども、その上、さらに公共サービス改革法に基づく監理委員会の審査を受けるということは情報開示が前提とされているものですから、情報開示というのは事務方とのやり取りで情報開示の指針というのをいただいたのですけれども、特にその調達の段階で守秘義務のことについて、法律上の規定は見当たらなかったというのをごさいます...

○小幡主査 その前提についてなのですが、事務局でそれはどうなっていますか。

○事務局 情報の開示の方法につきましては、必ずしも全ての情報をホームページ上ですべからず開示する必要があるわけではなくて、情報の開示の方法についても限定的なやり方につきましては、守秘義務誓約書というのをとってやっているということをごさいますけれども、それを前提とした情報開示をした上で民間競争入札を実施することは可能ではございます。

○越後室長 ということであれば、そこで、なぜここが守秘義務かということとその場で説明するということではないかと思うのですが、もちろんそういう対象になれば説明することになるとは思いますけれども...

○小幡主査 それは監理委員会ですね。

○越後室長 はい。もし求められれば、ここはこういう事情がありますので、守秘義務とさせていただきたいということは当然ながら説明していく方針ではありますけれども、ガイドラインでは、そのバランスを見ながらやっていくことと、公共サービス改革法では法律上はみなし公務員、契約してからでありますけれども、調達時点のことは何も規定がな

い。

片や今おっしゃった指針について、事務局からいただいたのですが、原則情報開示の指針であって、目的は情報開示がまず大前提であると見られるわけです。「なお」以下に記載はありますが、原則は情報開示であると、我々はそこを不安視しておりまして、現場としましては、ガイドラインと、監理委員会で審査を受けたとき、例えば守秘義務について、こちらはガイドラインでは隠してもいい、こちらは情報開示前提で審査を受け、これは開示すべきだとなったときに、我々はどう対応していいか、そういうところが不安なのでございます。

○小幡主査 わかりました。そのあたりについて不安があって、なかなか市場化テストに乗りにくいというお話ですね。

○越後室長 そうです。

○小幡主査 では、その不安がないということがはっきりすれば、逆に問題ないということになりますね。

○越後室長 それは必要条件だと思っていまして、今度は、そこが確実に担保されて守秘義務になったとしても、事務の合理性から考えたときに同じ審査を二重にもなることになりますから、それでよいのかというのも、疑問に思っているところでございます。情報システム関連予算以外であれば、こういうことはないのですけれども、これは情報システム関連予算ですので、閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言に規定されているガイドラインに従いなさいというのがあるわけでございます。そこには、セキュリティの確保をしながら契約の透明性も確保していく方針がある一方で、その上さらに、市場化テストの審査がですね、仮に守秘義務は同じように守られたとしても、合理性に欠くのではないかなと思ってしまうわけでございます。

○小幡主査 情報システムはほかにもたくさんございまして、そうであれば、情報システムは全てこちらの市場化テストは重複でのらないということになってしまいますが、そういう話ではないのですね。

○越後室長 その部分については考えがございまして、ほかのシステムというのは全部を知っているわけではないのですけれども、LANシステムが中心となったシステムの運用だと思っています。それらとこのシステムの違いは、我々は公共性の高い情報を持っているということ。規模的に大きなシステムであること。ほかとはちょっと違うのかなと思っていまして、大きいシステムだからこそ、情報システム関連予算としてガイドラインで厳しく見られているところもあるのではないかと。だからこそ、いろいろところで審査を受けているというところがあるのではないかと考えているところでございます。

○小幡主査 こちらは大きいシステムなのですね。

○越後室長 我々のほうが大きいシステムです

○小幡主査 ほかの委員はどうですか。石堂委員。

○石堂副主査 さっきの続きみたいになってしまいますけれども、今の御説明で、そのシ

システムをやる上でセキュリティが保てなければだめだと。情報セキュリティというのは共通だと思うのですね。おっしゃるところでは、どこも破られてはだめなのだけれども、この総務省のシステムの場合には、それが破られたら、まさしく国の安全に直結するということところが心配だということですね。

○越後室長 そうです。

○石堂副主査 ですから、そのガイドラインで言っているセキュリティという話とやはり質的に、これは扱っている内容なのか、その規模なのかはあれですけれども、このシステムの安全が守られないと、まさしく国の安全そのものにかかわるところであって、そのガイドラインによるか、市場化テストによるかという話とやはり違うのではないかという気がするのですけれども、一緒ですか。

○越後室長 よくわからないのですが、具体的に言いますと、◇◇◇、◇◇◇、◇◇◇・・・、を守秘義務としています。今回呼ばれたのは、情報開示について議論をするというふうに事務方から聞きました。具体的にどれが悪いのかがよくわからないというところがございます。

○小幡主査 情報開示について議論するためにヒアリングをしているわけではなくて、それは誤解があるといけないということで、なぜ市場化テストの民間競争入札ができないかという理由について、その情報開示の点をおっしゃっているのであれば、それは必ずしもそうではない、我々のほうでも機密性の高いものについては別として、情報開示と言っても、それは問題ないものについてはできるだけ透明に、皆さんが参入しやすいようにということで情報開示をしてくださいという話になっているのであって、機密性の高いものは、例えばシステムでなくても刑務所の管理などについてはどこまで開示するかを考えるので、つまり入札に必要な情報が出ていれば、入ってくる方は困らないわけですね。ですから、そこはケース・バイ・ケースでそれぞれについて判断できますので、必ずしも民間競争入札では情報開示を全部させられるというのは誤解ですので、そこはまずはっきり認識していただきたいと思います。

○越後室長 それについては、繰り返しになって申しわけないのですけれども、確かにこの部分については守るべきだということは、もし監理委員会で議論になったとすれば、説明していくのですけれども、やはり制度上が見えないところがあって、不安があったというところがございます。

○小幡主査 そのために監理委員会というのがありまして、そこで議論もいたしますし、民間の方が参入しやすいように、どこまでの情報が必要な情報であって、今おっしゃったような守秘義務をかけるような場所とか、そのようなことまで全部公開という話ではないので、それはどこまでということを中心にきちんと状況に応じて当然設定できるということになります。

○越後室長 もう一つは、繰り返しになりますが、我々は大きなシステムということで、ガイドラインに沿って審査されてますけれども、これと二重にやる意味があるのかという

ところでございます。その2点でございます。

○小幡主査 それは意味があると言わざるを得ないですね。こちらは公共サービス改革法に基づいたものとして民間競争入札をやるという視点です。今までもその重複はありましたか。

○事務局 ございますし、事業規模はわかりませんが、LANシステム以外のものにつきましても、例えば警察庁の警察総合捜査情報システム業務プログラムでございますとか、警察庁の事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発業務でございますとか、法務省の行政情報ネットワークシステムの運用管理業務みたいなものにつきましても、既に市場化の対象となっているというような事実はございます。

○越後室長 それに比べましても、我々の扱っているものは、盗聴だとか混信のおそれがありますので、データの内容が違うのではないかということと、先ほどから繰り返しになりますが、守秘義務の方針が違った場合を心配したということでございます。ガイドラインの方針の守秘義務は、監理委員会でも説明はしますけれども、監理委員会の方針と異なることもあるのではないかと。今の回答では大丈夫だとおっしゃっていましたが、規定はないわけですから、そこは心配はしておりますということでございます。

○小幡主査 どうぞ。

○引頭副主査 情報管理や守秘義務について焦点があっていますが、今回なぜヒアリングをさせていただいているかということ、先ほど御説明があったように、一者応札がずっと続いており、入札の案内書を9者がダウンロードされたとのことですが、受注した1者以外は応札してこないという点が一番の問題なのだと思います。情報管理については先ほどのやりとりで、誤解が解けたのではないかと思います、その話とは別に、仮に市場化テストを活用することは難しいとおっしゃるのであれば、現在の一者応札の状態をどのようにして解消していこうとされているのか、その手立てがあるのかということについて伺いしたいと思います。

ヒアリングの質問事項で事務局の方にまとめていただいたものを拝見したところ、現実問題として潜在的な受注可能事業者はいらっしゃるということですよ。先ほど、仮に今回受注されているIBMさんが何かの御事情で継続的に受注ができなくなったとしても、他者ができますよというお話があったのですが、ただ、それは総務省さんからごらんになってのご見解だと思います。能力があるのに応札してこないということは、ビジネスの採算性の問題なのか、事情はよくわかりませんが、応札しない理由があるのだと思うのです。つまり潜在的に受託事業者が存在していることと、その事業者の方々が応札するかという話はまた別のような気がしております。そういう観点から、複数応札、あるいは他の者への落札についてはどのようにお考えになっているかをもう一度だけ確認させてください。

○越後室長 今回の契約は、後ろから2枚目のページですがけれども、結果的に一者応札になってしまったことは私たちも残念に思っているところでございます。複数入札に向けた

努力というのは、今後も続けていきたいと考えております。今回アンケートを実施した結果により、一番下に書いてありますとおり、経営判断により見送ったというところがございいます。1つ回答をいただいた中では、期間が短くて体制ができなかったということもございましたので、今後におきましては公告期間、意見招請期間の妥当性、こういうところを検討していきたいと考えております。

契約の単位ですけれども、その部分についても分割することによって入札しやすくするかということを検討して、片や分割損もありますので、そういうのも分析をしながら、今後やっていこうと考えているところでございます。

○引頭副主査 確認ですが、情報が開示されないから入ってこれられないということではなく、公告期間が短期間なので、その公告期間を延ばすことや、分割発注を行うことで、応札者がふえるのではないかとという仮説を持っていらっしゃるということですか。

○越後室長 先ほど言ったのに加えまして、情報開示につきましてはいくつか開示していませんけれども、その部分については今後もガイドラインに沿って審査を受けながら、守秘義務を守らせていただくものは守らせていただくということでお話ししたいなどは考えております。今後のセキュリティ技術の発展によっては、そこが開示してもリスクが低くなったとか、そういうことがあれば、また別ですけれども、そこはその時代の契約の時点での技術動向を見ながら、あわせて議論をし、今後見直していきたいと考えております。

○小幡主査 どうぞ。

○石堂副主査 資料A-1の中にも日本IBMということで、IBMがそのシステムを構築したという理解がよろしいのですね。

○越後室長 そうです。

○石堂副主査 これはそのシステムが一挙に変わるのか、部分で変わっていくのかはあれですけれども、そのシステムそのものの取り換え時期は、この後はいつごろになるのですか。

○越後室長 今のシステムは平成26年1月に全更改をしたばかりでございまして、次が一番早いパターンで平成29年ということになります。

○小幡主査 どうぞ。

○曾我補佐官 CIO補佐官をやっています曾我でございます。よろしく申し上げます。

私たちの立場でいきますと、やはり複数入札で適正な価格で調達をするというのが大前提です。そのためにどういうことをしたらいいのかというと、適正な見積もりができる情報を開示する。リスクを判断できる情報を開示する。この2つが一番のメインだと思っています。その情報は幾つかあって、作業内容、作業量、作業の場所、作業期間、制約条件。今の話の中で、作業場所に関しては、ぼかした表現になっていた。作業量に関しても調達書を見ていただければ、かなりの量があるのですけれども、ただ、すごい作業項目を逆に明記をしたがために、一個一個の作業項目に対してはどのくらいかというのまでは記述できていないです。そういうところが一つの改善ポイントだと思います。

ただし、今、一者応札という現象が起きているのは、多分企業がリスクを感じています。リスクというのは、今これは1,500万ステップという、皆さんの感覚で言うと銀行のオンライン業務と同じくらいに考えていただいて、これがぽっと来て数カ月で業務を理解して、できますと言って手を挙げるのは、企業としてはリスクを感じるのですね。私は調達の仕事の問題だと思います。毎年変えることは本当に公平なのか。チャンスを与えるけれども、リスクがあるとして、そこに手を挙げられるという企業はどのくらいあるのか。多分そういうところが一つあると思います。

ただ、我々もそれで企業の問題だと放っておくわけではなくて、調達の範囲を分けただろうだと。例えばヘルプデスク、オペレーション、その他の支援業務、こう分かれています。分けたら少しずつ応札しやすくなるのではないかと。そういう検討はこちらでもしております。ただし、分けるとそこにコミュニケーションギャップだとか、ミッションギャップができるので、リスクが発生したり、金額が高くなる。ITコストを下げろというものと、そういう公平性というのはものすごくバランスが難しい。

本来であれば、皆さんに考えていただきたいのは、例えば開発して5年間は運用を含めて、その会社に一括で任すのだと。ただし、5年後はその会社は応札してはだめだと。業務ノウハウを蓄えられるわけですから、絶対に有利になる。違う会社がやる。というようなイメージだったら、ある意味で公平ですね。それを短い期間、短い作業の中で公平性を保つということと、発注側としてコストを安くしてリスクを低減して調達するとなると相入れないところがあって、そこら辺は制度の問題だと私は思っています。ただ、今、我々の課せられている制度の中では、今お話をしたような分割だとか、ということで情報開示を含めて検討をしているということをお聞きしたいと思っております。

○小幡主査 それでは、そろそろ時間となりましたので、本案件についての審議は一応これまでとして、私のほうでまとめさせていただきたいと思っております。

本案件は、平成24年度から、監理委員会が総務省に対しまして、競争性の改善を求めてきた事業ですが、業務を実施可能な事業者が複数存在しているにもかかわらず、平成25年度の入札結果においても一者応札が継続しているなど、引き続き改善が必要な状況があると思われまます。

本システムにつきましては、今お話がございましたように、機密性の高い情報を取り扱っている、情報の開示の手法が厳格となっているということは理解できますが、一般競争入札を実施する以上は、現行受託事業者以外の事業者が入札に参加できるような取り組みが、少なくとも現在の制度のもとでは必要と思われまます。

本事業については、情報開示の観点から民間競争入札が導入できないというお話がメインとなっておりますが、民間競争入札を実施している事業の中には、機密に係る情報をホームページなどでは公表せず、閲覧による資料の開示を行っているもの、あるいは部分的に開示をしていくというようなことも既にございます。したがって、当該理由をもって民間競争入札を実施できないものとは言えないわけです。しかも、公サ法に基づきますと、

契約後もみなし公務員がかかりますので、むしろ機密性に関してはより有効かと思われます。

したがって、今までお話がございましたが、例えば守秘義務、誓約書に基づく情報開示を前提とした民間競争入札を実施することができないかについて再度検討していただいて、その結果について、1週間後までに事務局を通じて、分科会まで報告願いたいと思います。

先ほど御心配のことにつきましては、監理委員会は既に機密性の高いものについても、どのようにすれば、機密について心配なく調達をできるかということについて十分考えておりますので、その御心配は要らないと思います。

それでは、本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料を整理したいと思います。

整理したものにつきまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告を願うということになります。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員に結果を送付していただきます。

事務局から何か確認はよろしいですか。

○事務局 特にございません。

○小幡主査 総務省の皆様におかれましては、御出席をありがとうございました。よろしく御検討をお願いいたします。

以上でございます。

(総務省関係者退室)

(厚生労働省関係者入室)

○小幡主査 続きまして、厚生労働省の「独立行政法人国立病院機構が行っている病院の施設管理業務」の審議を行います。

本日は、国立病院機構様より、施設管理の概要等について御説明をお願いしたいと思います。時間の関係で、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○國分部長 国立病院機構の企画経営部長でございます。どうぞよろしく申し上げます。

では、私のほうから冒頭若干、資料に基づきまして、概要について申し上げたいと思います。冒頭おわびというか、資料をつくるのに結構手間取りまして、提出がぎりぎりになってしまいましたけれども、設備管理保守点検業務について、この後も御説明しますが、

現場では結構細分化されておりまして、その実態把握に時間がかかったというところがございます。

では、資料は国立病院機構の概要、裏表、A4で小さくて申しわけないのですが、総括表、それに基づいて御説明をさせていただこうと思います。

まず、このカラーのパワーポイントの国立病院機構の概要でございます。国立病院機構は御案内かと思いますが、我が国最大の病院ネットワークでございます。平成16年のがんセンターなどのNCとハンセン病療養所を除く国立病院療養所を独立行政法人化したものでございます。

病院数は113、病床数は5.2万、職員数は約5.8万ということですが、パワーポイントの左下でございますけれども、具体的な内容としては、地域の医療計画に定めている、いわゆる5疾病5事業という重要な事業とか、セーフティネット系と一番下に書いてありますが、これは我が法人の用語でございますけれども、民間では提供困難な医療の部分などについて積極的に取り組ませていただいております。右上のほうで地図がございますが、全国143病院。地図のとおり全国各6ブロックに満遍なく全都道府県に所在しているところがございます。

右側のセーフティネット系という民間で困難な部分についてのシェアですけれども、先ほど左上のところでは全国のシェアが5.2万床、全国シェア3.3%と申し上げましたけれども、特にセーフティネット系と呼ばれるものについては表のとおり、かなり高いシェア、役割を担っているというところがございます。そのほか、大震災とか新型インフルといった国家的な健康危機等が発生したときには、総力を挙げて仕事をさせていただいているということでございます。

裏側に本日の課題であります施設管理業務について、その契約実態を三大都市圏、400床以上の病院17戸について概要をまとめてあります。これを御説明しますが、裏のところはとりあえず病院そのものの概要というところがございますので、適宜御参照いただければと思います。

次に本題でございますが、こちらの表が今回の議題の契約実態となりますが、それを今回調べた結果の概要を御説明させていただきます。

まず、表の見方でございますけれども、今回、事務局のほうから御指定がありました管理運営方法については、「①設備管理・保守」から「⑦環境管理」まで7分類となっておりますけれども、いろいろ調べてみますと、そのうちの設備管理・保守点検業務については、冒頭申し上げましたけれども、かなり多岐にわたっておりますので、表の一番上の欄にあるとおり、給湯設備管理、電気設備管理から医療ガス設備管理とさらに8分類をして整理いたしました。

特に今回、民間の方からの提案内容においては、包括化、複数年化、総合評価方式というのが検討のテーマになっているということがございましたので、それぞれ現在包括化されているものについては、表の欄を結合して薄紅色の色をつけております。例外的に真ん

中の8番の相模原病院は包括化が2分類ございましたので、この飛び飛びの赤いので1つの契約、真ん中の灰色で1つの契約ということになっておりますが、こういうふうに結合、ないし色が塗ってあるところが包括化されている実態があったものでございます。

複数年化と総合評価方式につきましては、それぞれ青い字、赤い字で表に記入してございます。

表に斜線が入っているところですね。例えば一番左上の東埼玉の設備管理のところですが、ここは職員が自ら実施しているものとか、契約そのものが通年とかで契約するものではなくて、スポットかつ少額の随契のもの。端的にわかりやすいものとしては、植栽とかそういうものについては、汚くていいというわけではないのですけれども、病院としてはそんなに重要視をしていないので、生えてしまったときにぱっと契約をする。そういった小規模のものについては通年契約とかしていませんので斜線を入れる。そういう整理にして一応見やすくしたつもりでございます。

以上が概要でございますが、私たちがこれを集計してみても、どう考えたかということについて、簡単にお話を申し上げたいと思います。まず、設備管理・保守業務につきましては8業務に分類してはいますが、これらについては個々の病院の実情とか地域における事業者さんの実情に応じて、包括化、複数年化、総合評価方式の導入というのが行われている事案がごらんのとおり、複数存在しているところでございます。このことから、このような取り組み事案を示して、必要に応じてトライをしてみてもどうかということは促してみる価値はあるかなと思っています。

ただ、ここで留意しなければいけないこととしては、機構としてはこの手の契約業務の主体は契約書上、実質的な判断権者としても各病院長に委ねられている部分です。ですから、包括化してやったほうがいいのかどうかというのは各病院において、また、地域の事業所の実態において、包括化することによって業者さんが参入しにくくなったりするということもあるでしょうから、そういうような地域の実情は本部で一個一個管理するよりもよくわかっていますので、その辺の病院で判断してもらうことというのが基本かなとは思っていますが、特に大きな都市を中心に実態があるのも事実なわけなので、その辺は御紹介できるのかなと思います。

次に、「①設備管理・保守」業務の大きなくくりと、ほかの業務。例えば右のほうの「⑤電話交換」とか「⑥植栽」とか「⑦環境管理」といった、こういう組み合わせについては、保守管理業務の中での組み合わせよりは実態は少ないですけれども、一応取り組み事案もありますので、先ほど申し上げた設備管理とか保守業務内での包括と同様に取り組み事案の紹介とか、各病院における検討のお勧めというものはできるのかなと思いますが、見ていただくと、いわゆるビルメンテナンスから距離のあるものが並んでいますので、どのくらい進むかというのはわかりません。

3番目に「②窓口業務」というのがございます。窓口業務は病院の場合は、病院に行かれることがたまにあるかと思いますが、御案内だと思いますが、いわゆるビルの窓口業務

とは異なっておりまして、いわゆる医事業務というものとセットになっています。医事業務というのは改めてでございますけれども、行われた診療行為に対して、厚労省の定めた値段表、いわゆる診療報酬点数表に当てはめて金額を算定して、3割とか1割とか負担金を即座に計算して患者さんから徴収するという日々の業務。それと一月ごとに医療費を集計して請求漏れがないかをチェックして、翌月10日まで支払い基金などに請求書を送るとい、言わば病院経営の要となる業務ですので、医療制度、社会保険制度について高度な知識、最新の知識が求められるものとなります。

国立病院においては独法化以前から、これらの業務の外部委託を行っているところでございますけれども、今、述べたような業務のかなりの特異性から、この業務について、ほかのビルメンテナンス系の業務と一緒に包括するという事は、この調査でありますように、実態もございませんし、余りそういうのがそぐうのかなという必要性はないのかなと思っております。

また、契約方式としては総合評価方式と最低価格方式の両方がございまして、特にこの表を見ていただくと、上のほうに総合とかが幾つか混在しておりますけれども、これはいろいろと現場のほうの話を聞いてみますと、診療報酬の体系が大きく変わった場合とか計算方法、DPCとかお聞きになったことがあるかもしれませんけれども、そういうふうに病院のほうで請求の体系を変えたりするときに、こういった事業をやる業者さんに対して、より効率的にきちんと請求ができるようなことについて提案を求めたりするときには、提案方式をとるとい、言わば提案をし、仕様書が練れてくると、例えばその次の年は価格で勝負しようということの入札をやるといったようなことをかなり組み合わせてやっていくということがありますので、例えば厚いほうの表の18ページを見ていただくと、横表の資料B-5というものですけれども、大阪医療センターの窓口を見ていただくと、24年度は総合評価で最低価格になったり、昔は最低価格でやって総合評価になるのかなと一般的にイメージするのと逆のこともあります。つまり、これは病院にとって医事業務というのは一番重要な業務ですので、ほかの委託業務よりもかなり神経を使ってやっていますので、相手方のパフォーマンスを見たり、診療報酬改定の状況を見たりして、割と機動的に総合評価をやったり、最低価格にしたりというふうに対応をしていると考えているところでございます。

ある程度提案ができて、言わば提案をし、仕様書が練れてくると、例えばその次の年は価格で勝負しようということの入札をやるといったようなことをかなり組み合わせてやっていくということがありますので、例えば厚いほうの表の18ページを見ていただくと、横表の資料B-5というものですけれども、大阪医療センターの窓口を見ていただくと、24年度は総合評価で最低価格になったり、昔は最低価格でやって総合評価になるのかなと一般的にイメージするのと逆のこともあります。つまり、これは病院にとって医事業務というのは一番重要な業務ですので、ほかの委託業務よりもかなり神経を使ってやっていますので、相手方のパフォーマンスを見たり、診療報酬改定の状況を見たりして、割と機動的に総合評価をやったり、最低価格にしたりというふうに対応をしていると考えているところでございます。

今、見てまいりましたように、いずれにせよ、この業務は病院の事務方が委託契約を考えるに当たって最も神経を使っているところでございまして、とりあえず、それぞれ病院の置かれた状況に応じて総合評価も最低価格もやり、複数年契約もやっているということでございますので、この状況を見守っておけばいいのかなと考えています。

次に、警備業務でございます。警備業務も実態を見ていただきますと、ほかとの包括化の実例はございません。この辺になりますと、なぜかというところについては十分、推測も含めてでございますけれども、かなり警備業者の数が多というようなことと、必ずし

も①のビルメン系と同じ会社がやるということは、むしろ少ないのかなということだと思います。

とりあえず結果として警備の分野で言えば、上から2番目の千葉医療センターですとか、下のほうの大阪南医療センターとか、単独であっても10以上の業者さんが応札しているという実態がありますので、無理無理ほかと組んで参加する人が少なくなるというのがよろしいかどうかというのがポイントかなと思ひまして、このあたりは現状のとおりということでもよろしいのではないかと思います。

最後になりますけれども、清掃業務でございます。清掃業務もこれは実は医療としての特殊性がある分野でございます。病院はもちろん清潔であることが非常に重要なところでございますので、病院の中で場所によって高度な清潔区域、普通の清潔区域、準清潔区域、一般、どのレベルできれいにしておくべきことかというのが厚労省の法令で決められております。

院内感染予防というものが必要ですから、作業手順とか標準の予防策とか、そういうものが非常に事細かに決められておりまして、そういうものをクリアしているところから、かつ、これも必要に応じてプレゼンを受けて総合評価を行っているという実態でございますので、これは表の一番下の集計表を見ていただきますと、今回調べさせていただいた中では総合評価が行われているのが7件という形で一番多いところでございますので、これも病院側としては、その必要があれば、総合評価も含めた対応が既にできているということと、業務の特徴性から見て、恐らく普通のビルであれば、①のものとセットというのがあるのかもしれないのですけれども、やってもらう内容が普通のビルの清掃と大分異なりますので、余り組んでやるという性質ではないのかなというところを見ますと、今のような状況でかなり現場で適切な対応をしているのではないかと考えているところでございます。

電話交換から右の3つについては先ほども申し上げたとおり、①とのコラボもあり得るかなというところがございます。

以上をまとめますと、私どももせっかくこういう形で調査をしましたので、病院とも共有をしながら、できることはやってもらいたいと病院にも促していきたいと思います。特に設備管理・保守業務については、包括的な事例があるところについては、ここまでやっているよといった事例提供なども行い得るのかなと思います。ただ、窓口とか清掃とかについては病院という特性に鑑みて、今回新たなアクションを起こすというよりも、今、適切にやっているものを引き続き、病院でやってもらうというのがよいのかなと考えているところでございます。

とりあえず全体としては以上でございます。

○小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○石堂副主査 143ですか。たくさん病院を束ねて1つの独立行政法人ということで、独法になる前はそれぞれ言わば独立していたということもあるのでしょうかけれども、今、御説明を聞いていても、結局いろいろな物事の判断が各病院長の判断に任されているという中で、独法として経営的に最善のものを目指すというのが片方にある中で、各病院長の判断というものの全体としての調整というのですかね、そういうのは何か機能的に働く仕組みになっているのですか。基本的に各病院が考えたことは、それはもう言わば独立しているのだから、各病院長の判断は全て基本的には尊重するのだと。その「足し算」が独立行政法人国立病院機構なのだという考えになるのですか。

○國分部長 そのとおりのお答えになっているかどうかですけれども、言わば、いろいろな経営判断についての役割分担が病院と本部にどうあるかというような関係の御質問かと理解しますと、今回課題にあったお話がこのメンテナンス系の業務でございますので、この手のものは基本的に契約権者も実質も病院の判断ですという申し上げ方をしたのですけれども、いろいろな契約であり、経営判断というものがあの中で、全部つまびらかに申し上げることはできないですけれども、ざっくり大きく申し上げて、例えば病院が全面的な建て替えをするといった大型の投資判断でありますとか、常勤職員の定員管理でありますとか、給与体系でありますとか、そういうものについては本部で一括して基本的に決めるというようなことになっております。

一方で契約行為のうち、地域で判断していいものについて、それがまさに本日の例と考えているところでございますけれども、一方で物の購入についても、例えば一番わかりやすいのが医薬品の購入です。医薬品はどここの病院でも使いますし、非常に多岐にもわたるものでございますが、厚労省のほうで承認を得た医薬品は1つのものについて1種類ですから、どこに行ってもこの薬はこの薬でございますから、途中の流通経路が複雑云々ということはあるんですが、こういったものは共同購入をしたりしています。

そういうものはかなり他の病院チェーンよりも先んじてやっている部分があるのですけれども、今回のものも共同でできれば、別に最初から排除しているものではないのですけれども、かなり役務系のものとかになりますと、地域の実情とかがあるのかなということ、どちらがやったら効率的かなということまで含めて考えると、地元のほうでやってもらうくくりになるという流れかなと理解しているところでございます。

○小幡主査 今のお話ですが、それは独法としての機構の方針でそのようにしていらっしゃるということですか。つまり、独立行政法人になられたのですから、いろいろ独法にかかわってまいりましたが、機構は1つの独法ですね。その中にいろいろな場所に病院が実際上あるというところで、最終的にそれが効率的にできているかというのは、最終責任は当然独法である機構自身におありなので、ただ、その機構の中でどのように按配をしてコントロールするかという、それは恐らく御自身の判断ではあろうと思いますが、その結果、必ずしも効率的でないということになれば、それは機構のやり方が悪いということになってしまいます。

特に医薬品などはもちろん地元で、というのはよくわかりますが、こういう施設のメンテナンスのあり方、契約のあり方とかについては、どう考えるべきか。結局、法人格を持っていらっしゃる独法としては機構さんしかなく、あとはそれぞれ支部的な病院があるということになりますので、全体として、もし効率的でないという方向に行くとするれば、それは機構の責任ということになります。石堂委員が言われた、まさにどこまでそれぞれの病院の判断にするかというのは、この施設の全体の管理のあり方という大きな問題になりますと、果たしてそれぞれの病院の判断に任せるということに簡単になるのかというのが率直な疑問としてありますが、いかがですか。そこはよくお考えになってのことですか。

○國分部長 お話の仕方がうまくなかったとすれば、あれですけれども、もちろん国立病院機構として例えば法人の評価全体として受けるわけですから、もちろん病院が行っている全ての対外的な取引について、全く責任がないと言うつもりはないです。先ほど一義的に判断したり、契約をしたりするのは病院だと言ったのは、事務処理上そうなっていることを言っているのであって、本部は知りません、責任はありませんと言うつもりはございません。

ただ、効率性と役割分担の議論として地域で判断したほうがいいものと、本部で一括したほうがいいものの役割分担は、独立行政法人であれ、医療系であれ、そうでないものであれ、会社であれ、あると思いますので、そういう中でこの分野というものは地元の判断で一義的にはいいのかなと思いますし、私は直接の担当ではないですけれども、地方の病院でやっている契約とかも監査のほうでは見えていますので、問題があるということになれば、それは是正の指導はやっているということになると思います。

○小幡主査 その役割分担をどのようにするかと決められるのは結局、機構さんですね。

○國分部長 そうです。そこは否定していません。

○小幡主査 より効率的になるような役割分担を常に考えていただければと思います。

○國分部長 そういう意味で、今回問題提起いただいて改めて考えてみたというのは、とてもありがたい機会だなと思いました。

○小幡主査 どうぞ。

○樫谷副主査 ありがとうございます。この総括表を眺めていますと、かなりばらつきがあるという表現がいいのでしょうか。ばらつきがあるのがいいという判断もあるし、まとまっていたからといって必ずしもいいとは限られないですが、これはそれぞれのところに、今の主査のお話を受けてやりますと、一番いいというのはなかなか立証というのはできないのですが、これがいいのだというのは、評価委員会、本部として、あるいは厚生労働省の方は今日いらっしゃらないですけれども、このやり方がいいのだということを一応、第三者に説明しなければいけないわけです。

例えば東京医療であれば、ピンク色の部分がかなり広くて一番いいのだと。ところが名古屋のほうはほとんどがばらばらになってきているわけですね。これが一番いいのだとなっている。我々から言うと、何でこんなに違うのかがよくわからない。名古屋はこれが一

番いいと言っているし、東京はこれが一番いいと言っている。それはそうなのかもわからないけれども、何でだろうかと。東京と名古屋の違いはあるけれども、京都は逆に言えば東京に近いですね。名古屋は何でこうなのだとか、言っていれば切りはないのですが、この辺はどういうふうに理解をしたらいいのでしょうか。

○國分部長 そのこのところは私どもの理解としては、契約事務について総合評価もあり、複数年もあり、包括化もあるということは各病院の事務担当者は当然承知している中で、その地域の実態に通じてやっていますので、その中で彼らが最良かつ効率的なものを選んでいるだろうと、そういう認識にまずは立っています。ただし、やはり現場というのはいろいろ忙しいので、漫然化することはないとは言えないだろうということであれば、こういった材料というものを提供して行って、例えば名古屋と東京は先生のおっしゃるとおりだと思います。そういうことについては、一義的にはこれをあることをもって判断権者を変えて、全て本部でやるのがいいとは思いませんけれども、要するに私たちは地場の事業者の状況はわかりませんから。わかりませんというのは、それを全部把握してやるほうがスピード感も劣ってしまうので、それがいいとは言わないけれども、そういうことを改めて示して促していく中で、名古屋が対応を変えるのか変えないのかということの考えるきっかけを与えるということは、我々の役目として十分あると考えます。

○樫谷副主査 別に否定的に言っているつもりではないです。

○國分部長 別に私も否定的に受け取っていないです。

○樫谷副主査 国立病院機構は独立行政法人化した大きな成功事例の一つだと私は認識しておりまして、非常に高い評価をさせていただいているのですけれども、この委員会の使命とは違いますが、その中でむしろこういうほうがひょっとしたらいいのかもわからないと。余り本部で示す距離よりもね。ということも含めて、実はちょっとお聞きしたかったのです。本当に本部一括がいいのか、むしろこういうふうにやっているから国立病院機構全体が非常に引き締まった効率化した仕組みになっているのか。つまり分権化という表現がいいかどうかはわかりませんが、権限を下に下ろして、それぞれの実情に合わせたほうが、ひょっとしたら全体最適になっているのかもわからない。

あるいは一方は、本部でやり方を決めて、押しつけるという表現がいいかどうかはわかりませんが、無理やりやらせるというのは確かにいいのか。それはケース・バイ・ケースなのでしょうけれども、これに非常に興味を持ったのは、すばらしいマネジメントを機構がされている中で、いわゆる各病院の権限をできるだけ下に下ろされているということの中で成功されているというのが個人的にも興味を持ったので、お聞きしたのです。

○小幡主査 いかがでしょうか。どうぞ。

○浅羽専門委員 細かい点で申しわけないのですけれども、教えてください。東京医療センターで包括化されているのですけれども、私はこの包括化で警備とか窓口案内は特殊ですという話は、それはそれで理解をしたのですが、ごめんなさい、窓口と清掃ですね。それは理解をしたのですけれども、同時に疑問に思ったのが、この①の中で昇降機管理、こ

これはエレベータですね。エレベータの管理を包括してできるのだというのが、私は素直な疑問として思いました。ほかのものと比べて、なかなか一緒にできるものではないのではないかと考えていました。

実際に個別の分厚いものを見せていただくと、これはほとんどエレベータを設置した会社、もしくはその小会社だろうなというところがやっているのに対して、東京医療センターは日本空調サービス株式会社さんという多分エレベータと直接関係ないだろうなと。ほかを調べたらオーチスとか日立とか三菱とか、いかにもエレベータというところと全然違うところがやっていて、先ほどの窓口とか清掃のところと引かかったのは、もし包括化ということで確かなじまないのかなと思いつつ、同時にもしかしたら何かコンソーシアムみたいなもので日本空調サービスさんが何か全体を取りまとめてやっていたりするような方式もあるのかなと思いましたので、それで質問をさせていただきたいのですが、実際にここはどうやって、そのエレベータの保守などを包括で受けているのでしょうか。

○尾崎室長 東京医療センターの包括につきましては、当然のことながら、病院が求める設備管理についてのそれぞれの言ってみれば、できるかどうかというのを当然プレゼンしておりますので、契約の相手方は当然のことながら、日本空調、ここしかございませんので、現にその職員が保守をやっている。そこは当然のことながら、プレゼンの中でどういった方を派遣するのかということも当然事前にプレゼンを行っておりますので、それ以外の者に下ろすようなことはない。

○浅羽専門委員 では、ここの考え方としては、そういうようなものも含めて、やれる会社があるという理解でいいわけですね。

○尾崎室長 そもそも例えば国がやっているグループのようなやり方ではなくて、あくまでも施設管理業務一式であるならば、それに対しては1者が請け負うと。

○浅羽専門委員 それは言わば、自前主義でやってくださいということですか。

○尾崎室長 そうです。

○事務局 再委託は。

○尾崎室長 再委託は国に準拠しておりますので、認めておりません。

○小幡主査 施設の管理で昇降機は包括型で結構やっていますね。

○國分部長 やっています。

○小幡主査 どうぞ。

○奥専門委員 今回は全国143施設ある中の大規模なところの17のみについて、こういった状況把握をされたわけですが、この17に限って見た限りでも、それぞれにやり方はばらばらだという傾向が浮き上がってきたわけですが、今後の機構としての方針として、この17施設以外の施設についても状況把握をされていく、そういうおつもりがあるかどうかということをお伺いしたいのですが、先ほどのお話ですと結局のところ、最終責任は当然機構にあるとしても、個々の病院の判断に委ねたほうがより効率的で、その病院運営もスムーズに行くという部分についてはここに任せるということが、そういうお考えが前

提としてあるということでしたけれども、同時にこういうやり方もあるのだよということについて、ほかの病院に対してもいろいろと情報提供をされていくということをお話しされていましたが、果たして本当にそういう方針でいいのかどうかということ判断する上で、やはり機構が全てカバーしている他のこの17以外の施設のほう为数としては多いわけですから、そこについての状況把握を正確にした上でないと、個々に任せるという判断が妥当なのかどうかということについての見極め、十分な根拠というものも示せないのではないかと思うのですが、そこはいかがなものでしょうか。

○國分部長 まず、今回せつかく調査をしたものについて全病院と共有するということは、業者の名前とかできなくて、こういうやり方をやっているということを示すことは、改めていろいろ考えてみようというのは非常に有意義だと思います。ただ、それこそ調べないで言えないだろうと言われてしまえば、それまでですけども、やはり大都市圏でこれだけの数ですから、それよりかなり地方のほうに行けば、多分包括化とか、そういうものは減ってくるだろうと考えるのが自然だと思います。

もう一つ、基本的に現段階で、この案件ということも契約の業務として非常に重要ではございますけれども、各病院の事務職員の数が限られている中で、どれに優先的に職員の時間というリソースを投入するかということ考えたときに、現時点ではこれを共有して促すというところで、とりあえずは十二分かどうかはあれですけども、とりあえずの対応としては十分なのかなと考えます。病院のほうは独法になってから、事務職員は一切ふやしていないので、事務職員も仕事の優先順位を考える必要があり、この仕事が決して重要ではないということではないのですけれども、出来高との関係とか、現時点では、まずこれを共有すると。これを調べる病院には負担をかけたので、これは有効活用したいなど考えているところでございます。

○小幡主査 厚労省の独法評価のところでは、こういう細かなところは出していないのですか。

○尾崎室長 独法評価では、庁舎管理みたいなところは出しておりません。独法評価で唯一出しているのは、先ほど部長からあったように、医薬品の共同入札、大型医療機器、検査試薬というところを報告させていただいています。

○小幡主査 どうぞ。

○引頭副主査 御説明をありがとうございました。この表を拝見していると、多くのところで少なくとも二者以上が応札しており、そうした案件が想像以上に多いという印象を持ちました。

一方で、最低、つまり最低価格落札方式を選択している案件が多くあります。先ほどの御説明ですと、提案型の企画競争をまず行い、それが一段落した段階で、価格に注目し、価格競争にしたということでしたが。

○國分部長 それは特に窓口業務です。

○引頭副主査 窓口ですか。サービスの質の向上といった品質についても考えてかなけれ

ばいけないなかで、価格だけで決めている部分が多いような印象を少し受けたのですが、それについてもう少し御説明いただけますか。質の面でもう少しやるべきことはあるのかもしれないと思ったもので、そこについての質問でございます。

○國分部長 なかなかお答えづらい部分もありますけれども、おっしゃるとおりサービスの質というのは大変重要なところでございまして、特に私どものお客さんである患者さんとの関係で言えば、スタッフの提供する医療サービスの質は非常に重要なところでございます。

一方、今回のテーマになっている業務というのは、我々が購入するほうのサービスの質ということになりますので、それも当然間接的には患者さんのサービスのほうに跳ねてくるものですから、重要でないということは全然ないのですが、割と設備管理とか保守系の業務について定形化されているものについては、いろいろな監査があったり、病院を回っている中で問題が発掘されれば、何もやらないということでは一切ないのですけれども、例えば電気設備と空調設備とか、そういうものについては入れられる、むしろ新しく病院を建てて機械を入れるときに、別途の話として効率的なシステムになっているのかなとか、そういうところはかなりあると思うのですけれども、それは別途財務部門というインフラを整備する部門のほうで専門の技師も含めて見ているところではありますけれども、一旦入っている機械についてをどうするかということについても、工夫とかが一切ないということはないとは思っていますけれども、効率性との関係で、まずは一応仕様書どおりのクオリティを達しているものが取引の相手として選ばれてくるとすれば、甘いと言われれば、あれですけれども、まずはそんなに現時点では問題視しなくてもいいのかなとは思っています。もちろん価格は非常に重要で、先ほど国立病院機構を御評価いただいたのですが、このところは非常に経営が苦しくて価格は重要です。

○引頭副主査 ご主旨はよく理解いたしました。ですが一方で、仕様書どおりのパフォーマンスを最低価格で実行していただく、というのは一瞬いいように思いますが、実は、もっと創意工夫をしていただくことによって、より効率的なやり方ができる可能性もあるのではないかと思います。仕様書の中で、創意工夫の部分をもう少し取り入れられないのかというのが質問の趣旨でございます。

○國分部長 ですから、抽象的なお答えになってしまいますけれども、例えば東京医療とか京都医療の場合は、ほかの病院で、単体で最低価格方式でやっている案件も含めて総合評価をしておりますので、そういったものについて共有できる部分があれば、共有はしていくということは可能だと思います。ただ、最初に申し上げたように、窓口業務と清掃業務は非常に病院にとって、その患者さんの受け取ったこのサービスの質が直結する。もちろんエレベータが壊れても直結はしますから重要なものだけでも、窓口と清掃については非常に質の管理が重要だということで、かなりその辺はやっているのです、そちらに比べればゼロとは言わないのですけれども、今回、御紹介の中で何か職員に気づきがあれば、やってもらおうというところからの出発でいいかなと思っています。

○引頭副主査 ありがとうございます。

○小幡主査 どうぞ。

○樫谷副主査 もう一回、若干の疑問点について教えていただきたいです。要するに今のお話では、人がだんだん少なくなっているのか、ふえないと。多分少なくなっている可能性もあるわけですね。その中でそれぞれ場所によって事情が違うので、ということはよくわかるのですが、少なくなればなるほど、我々は素人的に見ると、むしろ統合して3年に1回とか5年に1回としたほうが手間暇が省けるのではないかと。あるいは統括責任者をアウトソーシングして、その下に外注でしょうか。再委託して、統括してもらったほうが職員の方の負担が減るのではないかという気がするのですけれども、そこはどのような理解なのでしょうか。我々がかえって統括したほうが安くつくし、職員の方の負担も楽になると実は思いこんでいるのです。それは違うということなのですか。

○國分部長 それは物によるのかなと思います。1つ、これもちょっとネガティブなことを申し上げて申しわけないのですけれども、窓口業務については私も実際に国立病院機構ではないのですけれども、病院にいたことがあるのですが、委託している側が日々強く管理しないと業務の精度が落ちます。

○小幡主査 窓口については大体もうよくわかりました。窓口と清掃の話はわかりましたが、こう見ますと、ほかは包括されていないところのほうがむしろ多いですね。

○國分部長 そういうこともあるので、設備管理についても本当に一概にそう言えるのかどうか分からないというだけであって、ですから、個々の現場のほうの判断ですけれども、こういうのもあるのは示すということがとりあえずやることかなというの、そういうことも含めてのことかと思えます。

○樫谷副主査 示した上で判断してもらおうという御趣旨ですか。

○國分部長 そうですね。

○小幡主査 そろそろ時間なのですが、やはり独法化後に、機構という独法があって、ほかのところの独法評価で私も樫谷先生もかかわっていますが、以前に比べると独法化して非常によくなったという評価に、全体としては、そのような評価にはなっていますが、今回、施設分科会として、施設の管理ということのみにフォーカスして、今、調べていただいたところ、かなりばらつきがあって、どうも今のお話では、なかなか事務職員も大変なので、まず最初にやらなければいけないところからやっていって、なかなかここまでは手が回らないのではないかとのお話なのではないかと思えますが、ここだけフォーカスして見ると、かなりばらついている状態だと思います。

例えば東京医療センターとか京都は包括化して、樫谷副主査がおっしゃったように、事務コスト的に一つ一つに契約書をつくらなくてよくて楽な部分というのは当然あるわけですから、恐らくよくなっていると思います。他のところは現場に任せていて今までどおりというか、ほとんど変わっていない状態で、そのほうが果たしてよいのかというのは、これはやってみていないからわからないのですが、ほかの独法であるとか、国立病院も機構

という形ではなくて単体で独法になったのですね。

そういうところでも包括化しているという状況はありますので、そう考えると従来どおり現場に任せていて、そのほうが本当によいのかということですが、どちらかという現場に任せているというのは、おそらくいろいろ大変なことがあってそこまで行き着かないので、従来通りの状態でやっているというのが実態ではないかと推測できるので、そうであれば、やはり機構として今回これをきっかけにして、できるだけ現場に任せるということではありますが、独法で一つの機構となった以上、改めて考えるべきでないか。もちろん地方部とかなかなか難しそうなところは当然ありますし、先ほどおっしゃいましたように窓口とか清掃とか、包括化になじまない。そういう個別事情はもちろんわかりますが、現場主義で、できるだけ現場に任せておくというだけでは、一つの機構としてはやや無責任ではないかという感がするというのが、今お聞きした正直な話です。

○樫谷副主査 無責任という感もあるかもしれませんが、我々としては理解がなかなか難しい。我々はどちらかという包括化してくださいというお願いをこの機構だけではなくて、いろいろなところに行っているわけです。我々の言っていることは違うのかと一瞬、実は私は思ったのです。統括できるものはして、むしろ3年に1回とか5年に1回していただければ、いわゆる現場の職員の方も負担も恐らく助かるのではないかという気がして、厳しい職員事情といえますか、運営費交付金が出ていると思いますが、その予算もだんだん減っているはずで、職員に対する手当てというか、給与という意味ではなくて、仕事の負担がどうしてもふえてきていると思います。そうすると、むしろ包括化したほうが助かるのではないかという気がしています。もちろんコストも助かるし、質もそんなに落ちないのではないかと思います。ただ、包括化はどうしてもできないというのは、おっしゃっている意味はよく理解できます。

○小幡主査 最低価格の話もありましたが、やはり質というのも当然大事なので、最低価格だけでやっていけばよいというものでもないところだと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。何かありますか。

○國分部長 誤解があるといけないのですけれども、こうやって調査をしたものを有効活用しようというものは考えています。ただ、その現場で判断すべきと考えていることは、本部の責任放棄と言われてしまうとちょっと悲しいものがございまして、私どもはそういうふうには考えていません。そこははっきり申し上げたいのですけれども、それが役割分担と誰が一義的に判断をするのが法人全体として効率かということと考えていますので、そこは現場でどちらにするかを判断するべきものだということを考えているというところは御理解いただきたいと思います。

包括化することによって負担も下がり、値段も下がるということが保障されているかどうかというのは、より地域にいないとわからない部分もありますし、包括化することによって危惧するのは、参入できる事業者さんが減ってしまって高止まりをすることはないのかといったような危惧もないのではないかと思います。これは同時期に同じ会社がやって

社会実験ができないので、その辺は現場のある程度の勘どころとかいうこともあると思いますので、我々としてはきちんと紹介して、どうですか、漫然化していないですかという注意喚起はきちんとやろうと思いますけれども、判断すべきはそういった地域の業者さんの実情もきちんと把握している彼らだということでは御理解いただきたいなと思います。

○小幡主査 結局、法人が判断できるわけですね。いずれにしても、法人としての機構として、それぞれの病院の方で判断させるかについての判断は、法人ができるということによろしいですね。

○國分部長 地域で判断するのがいいという判断をしているということです。

○小幡主査 それは法人が決定できるということですね。

○國分部長 そうです。そういう意味で最初は申し上げました。

○樫谷副主査 ただ、任せただけからといってチェックしなくてもいいということにはならないと思います。

○國分部長 チェックはしています。

○小幡主査 それについても法人自身が結局決定できる。変えることもできるということですね。

○國分部長 変えることもできます。

○樫谷副主査 私は決してこれを否定しているわけではなくて、これに興味を持っているのですけれども、ここの中で本部として、どういうチェックをすれば。私は現場に落とすというのは悪くはないと思っています。しかし、落とせばいいというわけではなくて、それなりのチェックもしなければいけない。そうすると、そのバランスです。そのバランスをうまくやっていращやるのかなと思って、ぜひその辺も含めて、また、お聞きできたら非常にいいなと思います。

○小幡主査 それでは、時間がまいりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。私のほうでまとめたいと思います。

本案件は、法第7条に基づき実施した民間からの意見募集において、国立病院機構の病院施設に関して、市場化テストの対象事業としてほしいとの御意見をいただいたものでございます。

施設の管理業務に関しては、国及び独立行政法人が所管する庁舎、研修所、一般開放施設等について、既に多くのものが民間競争入札（市場化テスト）の対象となっておりまして、民間事業者の創意工夫の活用により、業務の質の向上などの効果が確認されているところではあります。

国立病院機構さんの独自の改善の取り組みについては、御説明をいただいたところではあります。さらなるサービスの向上や経費削減の観点からは業務の包括化、総合評価落札方式の導入など、改善の余地があるように見受けられます。よって、業務を包括化し、複数年契約とすることを前提とした民間競争入札（市場化テスト）を実施していただきたいと思っております。

本件については、市場化テストの手続を導入できないという、その積極的な理由というのは特段見当たりません。したがって、国立病院機構におかれましては、今後の対応方針について検討を行い、その結果について、1週間をめぐりに事務局を通じて分科会へ御報告願いたいと思います。

本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。

整理したものにつきまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いしたいと思います。

委員の先生方、本日質問できなかった事項や確認事項がまだございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 機構さんからも1週間を目途に回答をいただくということになってはいますが、その回答いかんによっては、再度、分科会でヒアリングをするということでもよろしいでしょうか。

○小幡主査 そういうことでよろしいですか。それでは、1週間を目途ということで回答をお願いしたいと思います。

本日は厚生労働省及び国立病院機構の皆様におかれましては、御出席をありがとうございました。どうもお疲れさまでした。よろしく願いいたします。

(厚生労働省関係者退室)

(文部科学省関係者入室)

○小幡主査 続きまして、「国立大学法人が行っている施設管理業務」の審議を行います。

本日は、文部科学省義本審議官に御出席いただいておりますので、施設管理の概要等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○義本審議官 よろしく願いいたします。資料C-2を中心に御説明したいと思います。また、資料C-3という形で既に提出させていただいておりますけれども、首都圏の大学の施設管理の契約の一覧を用意させていただいておりますので、それも適宜ごらんいただければ幸いです。

資料C-2でございます。1枚はぐっていただきまして、これはもう釈迦に説法ではございますけれども、大学というのは大きな事業体でございます、教育研究をやるということでございますが、特にいろいろな施設を持っているところでございます。病院施設、留学生の宿舎あるいは研究施設等々、そういうことにつきましてはごらんのとおり、大学の教育・学術を中心とした研究に供していくというような観点からしてございまして、一般の施設と共通の面もありますけれども、かなり特殊な要素もあるわけでございます。

めくっていただきまして、次のページでございます。こうした業務の特殊性の配慮の必要性ということで、これは市場化テストの法律の際の平成18年の委員会での付帯決議でも述べているところでございますが、それぞれの業務の特殊性に配慮しながら、その取り扱い手続については慎重かつ適切に行うようにということをお願いしているところでございます。そういうようなことも踏まえまして、我々はこれまでやってきたところでございます。

めくっていただきまして、一般管理費の状況でございます。いきなりお金の話をさせていただくのは大変恐縮でございますけれども、法人化以降、国立大学法人になりまして、運営費交付金という形で、渡し切りの交付金の支出が基盤経費として出ているわけでございます。御案内のとおり国の厳しい財政状況によりまして、毎年度削減をいただいております。その中でも特に一般管理費については増額が厳しく制限をされている費目になっているところがございます。

棒グラフで示しておりますけれども、ここ十年くらいにつきましては、大体1,300億円程度のお金が減らされている状況でございます。全体としては赤字で書いておりますけれども、管理費につきましてはいろいろな形での工夫をしておりますけれども、その比率については低下傾向であるという形で、いろいろな形での削減の努力を図っているところがございます。

特にこの間、こういうふうな運営費交付金の削減とあわせまして、総人件費改革が行われまして、その場合、教育研究に直接携わる教員の方々の取り扱いとか、具体的教育研究にかかわる直接の事業にかかわる職員についてはなるべく維持し、一方、そのしわ寄せを食った形で、例えば調達ですとか、経理とか用度等のいわゆる事務職員についての削減がなされているという形になっているところがございます。学内でいろいろな工夫をしまして、契約部門を例えば学部とか部局にあったものを本部に集約するとか、そういう努力はしているところがございますけれども、なかなか難しいところがございます。

そういう中において、一般管理費の業務をしっかりとやるということとともに、透明性かつ公正な競争にするという観点から、主に一般競争入札（最低価格落札方式）を採用しているところが多くございます。C-3の資料においてもごらんいただいたらわかりますけれども、これは首都圏の大学に聴取した結果でございますが、本部棟とか学生宿舎、ホール等の管理について寄せられた事例については、最低価格落札方式をとらせていただいているところがございます。

一方、透明性あるいは公平性、経済性という観点から、より多くの民間の業者の方々に参加していただくという観点から、その情報についてはしっかりいろいろな形での公告あるいはその提供をさせていただいて、大きな企業だけではなくて、中小のところについても入っていただくような形での取り組みをしているところがございます。

ただ、一方、大学の自主的な判断によりまして、総合評価落札方式を採用することも可能でございます。実際上そういう業務が見られるところがございます。総合評価落札方

式を採用しているケースでございますが、特に病院につきましては、ここでございますように、地方の大学の医学部の附属病院。特に患者さんの衛生面への対応とか、かなりのそういう特別なニーズ、あるいは使用が求められているケースにおいては、そういうふうな対応をとらせていただいているところが最近出てきてございます。

あるいは総合大学、これは首都圏と書いておりますけれども、具体的にはお茶の水大学でございますが、例えば宿舎管理については、女性の学生がいるということも少し配慮させていただく形でいろいろなスペックを用意して、やらせていただいているということもありまして、そういうケースがあるわけでございます。

さらに施設管理につきましては、複数年契約ですとか、同じ敷地の中に例えば別の法人が施設を持っているケースがありますので、そういうものについては包括的に契約するというのを大学で取り入れているところでございます。複数年の契約の導入あるいは包括的な導入についてはここでございますように、多くのところは実施いただいているところでございます。

おめくりいただきまして、契約の競争性の担保ということでございます。先ほど申しましたように、一般競争入札方式を主としてとらせていただいておりますけれども、さらに総合評価落札方式の導入につきましては、先ほど申しましたような一般的な管理費のコストの削減の問題。コストの削減という管理費だけではなくて、それを担う職員の人件費ということもこれは非常に大きいのでございますが、そういうことをどう確保するかとあわせてでございますが、役務の評価が物品と比べて相対的に困難であるとか、恣意的な評価を排除する必要があること。あるいは法人の施設の立地、必要な役務の形態等を十分に留意しながら、自主的な判断、メリット・デメリットを総合的にコストの面等も含めて、各大学が自主的に判断いただくということが期待されているところでございます。ですから、一律に総合評価落札方式を対応するというのはなかなか難しゅうございます。

ただ、そうは言いましても、事柄、特性に応じましては、それがなじむ部分もございまずから、先ほど見ていただきましたような例をグッド・プラクティスとして、国立大学協会という一般社団法人がございまずが、そこと提携しながら、大学間でよい事例を共有していただくという形で経営の改善をしっかりとやっていこうということでございます。

具体的には、先ほどの病院の例もありましたけれども、これは金沢大学でこういうふうな総合評価落札方式を始めましたが、それを取り入れて、ほかの大学でも情報共有の結果として広がってくるというケースもありますので、そういう形での情報の共有を図りながら、その内容に応じて対応いただけるような形で、私どもとしてはしっかりサポートさせていただきたいと思っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

石堂委員、どうぞ。

○石堂副主査 御説明をどうもありがとうございました。大学ということで、このいただいた資料の中にも、独法とは違って国立大学法人とした趣旨とか、いろいろなことが書かれていて、特殊性ということがよく言われるのですけれども、実際に包括化だとか、そういう契約の改善を進めていく上で、具体的に大学の特殊性からして、これ以上はやれないとか、ここの分野ではやれないとか、そういうのは実際にはないのではないかと私は実は思っています。

先ほどのお茶の水のケースで女子学生がいるからというのは、これはもう会社の女子寮があるのと一緒で、別に大学は特殊なものではないし、そういう意味では大学ですから調達面の改善をするときに、これがネックだということは特に強調される必要はないのではないかと実は思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○義本審議官 説明の仕方が悪かったかもしれませんが、例えば研究面で大型施設を持っているとか、スペックがあつたり、危険なものを扱っているということがありますと、そういう特殊性は当然ありますけれども、一般的におっしゃるように機能に応じた形であれば、普通の企業とか施設と変わらないところもありますし、實際上、そういうケースも多いと思います。

ですから、そういう観点からすると、一般競争入札でやっているのは、そういう一つ一つの表れかもしれませんが、私どもとしては、いたずらにこの特殊性を強調させていただいて、改善あるいは契約の透明性の取り組みに慎重であると言うつもりは全くありませんで、そこは業務とか機能に応じて、しかも大事なものはコストと見合いの形でどう進めていくのかということを考えないといけないところでございます。こういうコストで、国のお金でアドオンしていただければということはありませんけれども、そういうことはなかなか難しいわけなので、ぎりぎりの中で何が一番最適なのかを目指していきたいと思っていますところでございます。

○石堂副主査 わかりました。ありがとうございます。

もう一点、この資料の最後のページで「国大協との連携に基づき」という表現が出てくるのですけれども、これは文部科学省さんとしては、その国大協というものの位置づけといいますか、法人化後に社団法人になったわけですが、言わば形態の変化、機能の変化という中で、文部科学省さんとして国大協に何か役割を分担させるというような考え方があってやっているのか。私はどこでも利用できるものは利用して進めていただくのは何ら構わないと思うのですが、何となく、この国大協との連携ということは、言わば国として公然と、と言ったらおかしいけれども、どんと認めて進めていくのですか、いけるのですかというところをお伺いしたいと思います。

○義本審議官 いろいろチャンネルとか情報の伝達とかがあると思いますので、我々はいろいろなチャンネルを使いたいと思っています。国対個別の大学の形でお話しするケースもありますれば、こういうふうな共有をするということで、例えば1つの良い大学の例自

身を情報共有するという点においては、ここは86大学が加盟していますし、研修会をいろいろやっていますので、そういう機会とか、あるいは経理とか調達なども含めたことを取り扱う委員会なども設けていますから、そういう場面を通じまして、情報を共有させていただく。我々が言うよりも實際上、携わった大学の方々自身に発表いただいて、それをお伝えさせていただくというのも一つのやり方かなと思っているところがございますので、そこはやり方を考えていっているところがございます。

○石堂副主査 さっきも言いましたように、それで利用して、うまくいくなら、それでいいという気もするのですが、ある意味では、これは各国立大学なのか、文科省さんなのか、それと一般社団法人である国大協というのは、ある意味では随契ですね。

○義本審議官 随意契約という形で一般社団法人を使っているわけではなくて、もともと自立的に国立大学協会の中で、そういう情報交換とか研修をしておりますので、そこにお邪魔させていただいて、こういう問題を提起して情報共有をしていただきたいということをしていきますので、一般社団法人と国と我々との関係において、そういうお金のやり取りとか契約をしているというわけではございません。

○小幡主査 ほかにいかがですか。どうぞ。

○樫谷副主査 ありがとうございます。ここの予算を見ていますと、運営費交付金が相当削減されている状況だと思いますが、その中でコストも下げなければいけないという論理も当然多いのですが、逆に言えば、人的コストと調達のコスト、その辺のバランスも大事だと思うのですが、その辺についてはトータルのコストを一番うまく使っていかなければいけないわけですね。それと一般競争入札、総合評価落札方式、いろいろやり方があると思いますが、それはどのように判断されて、各大学が自主的にやられていると思うのですが、文科省としてはどういうふうにお考えになっているのですか。

○義本審議官 樫谷副主査からお話がありましたように、法人化した意義は自律的な経営をしていくということですから、経営という形であれば、いろいろなコストを考えないといけないわけがございます。これまで国がやるものについてはどうしても、その隠れたコスト自身をちゃんと意識することなくやっていくケースがありますから、副主査が御指摘のとおり、総合的にどちらが本当にコストの見合いとか、あるいは狙いということも含めて、効果があるのかということについては非常に大事な点でございますので、今後、我々としても、こういう研修会とか情報を伝えるのにおいては、そういうふうな総合的な判断をしっかりとってほしいということについても意を用いていきたいと思っているところがございます。

○樫谷副主査 私が特に言っているのですが、管理会計の手法をうまく使っていて、それをちゃんと立証して、立証をするにも手間暇かかって大変なのですが、できるだけ簡便な方法で、つまり、このやり方をやることによって、かえってコストがかかるということもあるし、これをやったほうがもっとトータルコストが下がるということもあるので、意識して今後とも御説明をいただけたら、我々もここだけよければいいとい

うのではなくて、この厳しい財政事情の中でトータルを下げなければいけない。ぜひそういうお考えの中でやっていただけたら、大変幸いかと思います。

○小幡主査 浅羽委員、どうぞ。

○浅羽専門委員 いただきました資料で落札率等の入った一覧の表があるのですが、この中で、東京工業大学で競争入札があったものの中で、全部で7件あると思うのですが、そのうちの2件が落札率100%となっているのですが、こういうケースはそんなに多くないのかなと。一般競争をやって、複数応札があって、100でゼロという数字が1個くらいあるのは偶然かもしれないということはあるのですが、2つもあるというのは、こういうことは改善すべき状況なのではないかと私は思ったのですが、いかがでしょうか。

○青木係長 確かに2つありますが、全体的に見れば、件数的には少ないものでございます。

○浅羽専門委員 ということは、これは間違いとかいうわけではないのですか。もしかしたら、そういうこともあるのかなと実は思ったのですが。

○義本審議官 ちょっと確認させていただきます。決して私どもとしては情報を隠しているわけではなくて、包み隠さず出していますので、浅羽先生が今おっしゃったような形でのそういう事務的な表記の誤りということもあるかもしれませんが、そこは確認したいと思います。

○小幡主査 では、それは後で確認をしていただいて、事務局のほうにお願いします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○引頭副主査 御説明をありがとうございました。今と同じ資料を拝見していて、最初のページに東京大学についての記載があり、結構金額が大きい案件が最低価格方式をとっており、結局は一者応札かつ落札率が100%になっているというものがありました。これ以外でも、一者応札で落札率が80%とか85%といった案件ももあるのですが、多くの一者応札の案件の落札率が100%に近いところで張りついてしまっているような状況です。

先ほどおっしゃったように、交付金が下がっている一方で、できる限り効率的かつ質を高くする必要がある中で、一者応札が非常に多いという印象を受けました。大学によっては十何者も応札しているところもあるわけですね。現場を見ていないので何とも言えないのですが、大学によって、取り組みに差があり過ぎるのではないかと思った次第です。大学自治という問題もあるかもしれませんが、これだけ全体としての予算が厳しい中で、はたして自由にやっていいと言える状況であるのかと思った次第です。

そうした中で、例えばですが、せつかくこれだけお調べいただいた中で、大学によってはかなり工夫をして、質もよくなっているというところもあるかもしれないと思いますので、それを活用できないでしょうか。これについては大学自治といった問題ではなく、単なる設備の管理の話ですので、ある程度の共通化ができるのではないのでしょうか。こうした事務管理については共通化を通じて、できるだけコストを削減し、品質を上げる一方で、大学自治としては、もっと研究であるとか、発表など教育そのものについて注力していっ

ていただいた方がよいのではないかという感想を持ったのですが、いかがでしょうか。

○義本審議官 おっしゃるとおりです。これは自治の問題ではなくて、経営の話ですから、おっしゃるように一者でなくて複数入って競争性を高くして、そこで落札率も落としていって経費を節減していくというのは、これはみんなが求めるところですから、そういうことを私どもとしては、いろいろな機会を通じてやっていきたいと思っています。東大のケースは個別がどうなっているかがまだわからないところがありますけれども、本当に特殊事情があるのか、あるいは一般的にそうなっているのかということがありますので、特殊事業があれば、また別ですけれども、そういうことがないのであれば、むしろ複数でやっていただくような形の契約の工夫ですとか、いろいろな対応があるかなと思っていますところでございます。

○引頭副主査 ありがとうございます。まさにそういう話なのですが、複数と言っても1校の中で複数案件をまとめるという考え方もありますし、複数校が集まって、類似案件をまとめて発注するという考え方もあるのではないかと思います。例えば地銀などでは、合理化のため、事務のシステムを複数行で使っているような例もあります。素人的には大学の管理であれば、大学によってそれほど大きな差はないように思いますので、できれば、そうした点まで踏み込んで、あるいは視野に入れて、考えていただければ大変ありがたいと思います。繰り返しになりますが、大学による取り組みの姿勢が余りにも違い過ぎるということに大きな問題を感じました。

○義本審議官 わかりました。おっしゃるとおり、よいものは取り入れていくというのは大事ですので、そういう情報共有の点においては、いろいろな機会ですういうふうな問題提起を私どもとしてもさせていただいて、改善できるのであれば、やっていただければと思っています。ただ、ブロックでやるというのは確かに方法ではあると思いますし、實際上、説明した資料でも同じ立地の中で、別の法人でも一緒に包括的にやろうということはやっていますので、立地の問題とか、そういうことも含めて、どれだけフィージビリティがあるかも含めて、大学のほうでも意識を持って考えていただくように、私どもとしてはいろいろな情報提供をしていきたいと思っています。

○小幡主査 情報提供はなかなか、今、文科省さんに来ていただいているのですが、それぞれの国立大学なので、それぞれの大学が来てくださっているわけではないから、なかなかそこが難しいところかと思うのですが、理論の筋としては、運営費交付金として、国費を入れている。したがって、施設管理等のある程度、定型的なものについてはできるだけ効率的にやるというのは当然であろうという文脈に、今、引頭委員が言われたような話になると思うのですが、具体的にどのようにやってもらうかということですが、恐らく各大学みんなが運営費交付金は厳しいので、効率化したいと考えているとは思いますが、そのやり方とか、どういうふうにやっていいか事務方がわからないとか、そういう状況ではないかと思っています。こういうことにお金を無駄に使いたくないというのは、各大学で皆さんが多分考えていらっしゃるとは思うので、そのノウハウというか、やり方がわからな

いので、そこをどのようにやっていただくようにできるかということですが、そこはいかがですか。

○義本審議官 さっき申し上げたように、大学が情報交換とか共有する場としては、国大協のいろいろな研修会とか情報交換をする機会がありますから、そういう場に私どもとしては出かけてまいりまして、例えば各大学の状況がこうなっているというお知らせをするなりして、そういう問題提起をするなりということもできますし、そういう中において改善を図っていく。先ほどの例もそうですが、いい例で、しかもそれがうまくいくケースであれば、コストの削減とか、病院のケースについては患者さんからのクレームが出て、その対応に苦勞されているということで、そういう総合方式に切り替えたというケースですけども、そこでうまくいけば共有されますので、そこを上手に伝えていくことも意を用いていきたいと思っています。

大学の先生は法人化以降ですけれども、学長も含めて、こういう厳しい状況ですから、コストをどう下げていくのか、管理をしていくかについては意を用いる先生も非常にふえていますので、そういう問題意識を共有しながら取り組んでいきたいと思っています。

○小幡主査 どうぞ。

○石堂副主査 非常に心強く感じるのですがけれども、結局、昔の国立大学が学部ごとの予算だったのと一緒に、現実に各国立大学法人ごとの予算でありますから、実際に例えば大学間でもってコンソーシアムを組んで何かやろうかというときに、自分のところで予算、こちらは別の予算、そこをネックに感じると思います。ただ、やりようで、それはこうやればいいのだよということをむしろ文科省のほうから指導していただくというのが一つあるのかなと思っていまして、それぞれ個別の予算ではあるけれども、共同で事業をやるならやるで、こういうやり方をすればいいですよということを文科省が指導していくところまで踏み込んでいただくと、物事はうまく回転するのではないかなと。個々の国立大学、例えば東京大学が大きいですから、東京大学が付近にある国立大学をまとめて何かやろうというのも、実際はなかなかうまくいかないです。

○義本審議官 例は違いますけれども、例えば物品の調達などについては、その大学間でブロックでやろうという動きを示しているところもありますし、そういう考え方ができないということはありませんので、そういううまいやり方を私どもとしても、もう少し、こちらのほうの委員会とかでも情報を頂戴しながら、機会があれば、進めていくことをもう少し考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

○小幡主査 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。私のほうでまとめさせていただきます。

本案件は、法第7条に基づき実施した民間からの意見募集において、国立大学法人の保有する施設に関して、市場化テストの対象事業としてほしいとの御意見をいただいたものです。

施設の管理業務に関しましては、国及び独立行政法人が所管する庁舎、研修所、一般開放施設等について、既に多くのものが民間競争入札（市場化テスト）の対象となっております。民間事業者の創意工夫の活用により、業務の質の向上など、既に効果が確認されているところでございます。

そこで国立大学法人においては、資料にございましたように、自ら経営改善の取り組みを行うということはされていると思いますが、さらなるサービスの向上や経費削減の観点からは、業務の包括化、総合評価落札方式の導入など、改善の余地があるように見受けられます。したがって、業務の包括化、複数年契約とすることを前提とした民間競争入札（市場化テスト）をぜひ国立大学法人においても実施していただきたいと思っております。

本件については、市場化テストの手続を導入できないとする合理的な理由は特段見当たらないところでございます。ただ、今いらしているのは文部科学省さんでございます。私が申し上げたのは、国立大学法人は、という話でしたので、そこについて、文科省さんのお答えがどのような形になるかというのは、若干お考えいただきたいと思っておりますが、文科省さんにおかれましては、今後の対応方針について検討を行いまして、その結果について、1週間を目途に事務局を通じて分科会へ御報告をお願いしたいと思います。

○義本審議官 よろしゅうございますでしょうか。これまでにかなり建設的な御議論をさせていただいたと思うのですが、いきなり市場化テストのプロセスに乗せるというのは、私どもとしては、これはなかなか難しいと思っております。というのは、経費削減をしておりますし、さっき榎谷先生もおっしゃったように、いろいろなコストがかかります。人的なコストもありますし、時間的なコスト。市場化テストになれば、スペックをつくって、それによるプロセスになりますから、それについては大学の職員をかけなくては行けないわけですし、今、申し上げましたように職員が削減され、人件費も減る中において、その中でぎりぎりの中において、先ほど榎谷先生がおっしゃったように、何が一番最適かということをおっしゃっているわけでございますので、一律に市場化テストということはなじまないと思っております。私どもとしては、これは大学の自主的な判断で、何がそのケースでいいのかということについて考えていただくということは別だと思っておりますが、その点についてはなかなか、今、申し上げたとおりでございます。

○小幡主査 こちらの希望としては国立大学法人においても民間競争入札の実施に向けて、その方向を考えていただきたいということで申し上げたということです。一律に全てのところでいきなりというのは、それは無理というのはもちろんわかりますが、ただ、包括化、総合評価落札方式、複数年化のメリットはございますので、そういうことに向けて取り組んでいただきたいということを申し上げたと御理解いただければと思っております。

○義本審議官 わかりました。そこはあくまでも大学の主体的な経営判断を尊重しながら、私どもとしてはそれを助力し支援するという観点から、大学のほうにもお伝えさせていただきたいと思っております。

○榎谷副主査 恐らく無理やりやらせるというのは多分、大学のあれから見ると難しいと

と思いますが、市場化テストを排除せずに頭の中に十分入れていただいて、全体のコストを何が一番下げるかという観点からも御指導をいただけたらと思います。

○小幡主査 文科省さんと国立大学法人の関係というのはございますので、今いらしていただいているのが文科省さんでいらっしゃると思います。今回、民間からの要望として出てきたのは、国立大学法人の施設において市場化テストの対象事業にできないかという民間からの御要望が来ています。ですから、私どもとしては国立大学法人に向けて、そういうメッセージを発するという事なのですが、今、ヒアリングに来ていただいているのは文科省さんでございますので、そういう形で私が申し上げましたように、文科省さんが1週間を目途という、そこでどういう返答になるかというのは御検討をいただければと思いますが、趣旨としてはそういう民間提案を受けて、国立大学法人の方に考えていただきたいということでございます。

○義本審議官 了解いたしました。ただ、恐らく民間の方の御提案としては、特別なケースか、一般的な話か。もし仮に個別のそういう事情であれば、なじむものであればどうかという個別判断ができると思いますので、もしその辺の情報があれば、私どもとしては一般的に今日はお話しさせていただきましたけれども、樫谷先生がおっしゃったように対応する余地はあると思いますが、なかなか一般論として話すとなると、今みたいなお答えになってしまうということで御理解をいただきたいと思います。

○小幡主査 それでは、本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。

整理したものににつきまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局からの確認事項はございますか。

○事務局 文科省さんの御回答を踏まえまして、次にもしよろしければ、国大の方も呼んで、分科会で再度ヒアリングというのを考えてもいいかなと思っておりますので、委員の先生はどうでしょうか。

○小幡主査 そういうこともあり得るということでよろしいでしょうか。

○樫谷副主査 直接というのは、問題はないですね。

○事務局 問題はないです。

○小幡主査 よろしいですか。

それでは、本日のヒアリングは終了といたします。文部科学省の皆様におかれましては、御出席をありがとうございました。